

時代に即した新しい形の日本の国際協力に向けた提言
【国際協力調査会】

令和7年5月15日
自由民主党政務調査会

国際社会は歴史的な激動の中にあり、複合的危機に直面している。「グローバル・サウス」と呼ばれる途上国・新興国は一層影響力を増している。国際保健や気候変動等による災害の頻発、紛争の長期化等、複合的危機の深刻化に対処するには、こうした国々との国境や価値観を超えた協力の強化が欠かせない。

今年に入り、米国において米国国際開発庁（USAID）の解体を含む対外援助政策の見直しを行う中、対外援助や国際機関への拠出金が大幅に減少することが見込まれる。また、ロシアのウクライナ侵略に喘ぐ欧州においても、防衛予算拡充のため、同様の予算の削減傾向が見られる。かかる動向は、グローバル・サウス諸国との関係や地球規模課題及び人道危機への対応において、G7をはじめとする先進主要国の主導的立場を弱体化させかねない。こうした中で、グローバル・サウス諸国から日本の指導力に寄せられる期待は大きくなっている。

日本は国際社会の責任あるメンバーとして70年以上に亘って国際協力を基調とし、地域や世界の様々な課題への取組に貢献してきた。その結果として、東南アジア諸国を中心としたグローバル・サウス諸国の多くは経済成長を実現し、日本自身の平和と繁栄に寄与してきた。

一方、21世紀に入り、日本は「失われた30年」と呼ばれる厳しい経済財政状況に見舞われ、一般会計予算に占めるODAの規模はピーク時からおよそ半減した。日本の経済的・政策的リソースが限られているが、上述の厳しい国際環境の中で、JICA法改正で導入された民間資金動員の仕組みも活用し、ODAを通じてグローバル・サウス諸国との関係を強化し、エネルギー資源や重要鉱物等のサプライチェーン確保を始めとした日本の経済安全保障を確保すると同時に、当該諸国の成長を取り込み、我が国の発展のための活路を見出すことは喫緊の優先課題である。

今日のグローバル・サウス諸国においては、我が国とも共通の「社会課題」（都市化、高齢化、格差、AIを含むデジタル、GX、経済強靱化等）に直面し、インフラ開発をはじめとする伝統的な「成長への協力」に加え、「社会課題解決への協力」のニーズが高まっている。我が国としては、JICA法改正によって導入される仕組みも活用し、課題解決力を有する国内外の主体との連携を強化し、我が国の強みを活かしたオファー型協力等を通じて、ODAを一層効果的・戦略的に実施することが求められる。

本年8月に横浜で開催する第9回アフリカ開発会議（TICAD 9）は、日本とア

フリカが共に直面する諸課題（連結性の強化、若者・女性の能力強化、社会の包摂性強化やこれらの諸課題に対処するための人材育成等）に対して革新的な解決策を共創し、世界の成長を牽引するポテンシャルを持つアフリカ諸国への投資を拡大し、連携を一層強化するための格好の機会である。

我が国は、こうした時流を掴むと同時に、人間の安全保障の理念に基づく国際協力の原点に立ち帰り、ODA の「受け手」である開発途上国の社会経済開発（公衆衛生分野を含めた複合的危機への対応の観点）、ODA の「出し手」である我が国自身の国益（日本の安全保障や企業の経済活動、産官学の連携にも資する観点）、さらに、「国際公共財」への貢献（気候変動、防災、環境、国際保健、教育等の地球規模課題への対応の観点）の各観点から、「三方良し」の実現に資する ODA を推進していかねばならない。

以上を踏まえ、国際協力調査会として、日本政府に対して以下の諸点を求める。

記

- 1 食糧やエネルギーを始めとした資源の確保や重要鉱物資源の強靱かつ多様なサプライチェーン構築等、我が国の経済安全保障に資する施策推進のための第一歩として、TICAD9 の機会も活用し、グローバル・サウス諸国の信頼を勝ち取るための ODA を強化すること。
- 2 オファー型協力や中小企業・SDGs ビジネス支援事業といった官民連携や産官学連携によるグローバルオープンイノベーションに資する ODA を一層強化することで、日本企業の国際経済活動を後押しすること。特に、地方の企業やスタートアップ企業・中小企業等に対して、グローバル・サウス諸国の社会課題解決に資するようなビジネスモデルの国際展開を促進するための取組みや支援を強化するとともに、グローバル・サウス諸国の制度・能力構築支援を推進すること。
- 3 JICA 法改正により導入する新しい国際協力の仕組みの下、ODA の費用対効果を高めるとともに国際開発金融機関等の他のパートナーとも連携しつつ、民間資金動員を促進すること。
- 4 喫緊の人道危機の改善に貢献すること。島嶼国を始めとするグローバル・サウスが直面する気候変動、防災、環境、国際保健、教育等を含む地球規模課題の解決に向け、WPS の観点も取り入れながら「人間の尊厳」の実現を図ること。
- 5 米国及び欧州による国際機関拠出金削減により、気候変動、防災、環境、国際保健、教育等の分野における国際機関の規範・ルール形成や国際協力

の推進に大きなダメージを与えつつあることを踏まえ、日本が重視するこれらの分野において規範・ルール形成や国際協力を担う国際機関が、我が国の国益に必要な役割・機能を継続的に果たすことを支えるため、資金拠出を含めた我が国の外交努力を一層戦略的に強化すること。

国際保健分野については、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成に寄与すべく、国際機関や官民のステークホルダーとも連携し、我が国の優れた健康・医療産業の ODA を通じた国際展開・アウトバウンドの推進に繋げ、相手国の発展に寄与すると同時に、日本企業による持続的な事業展開にも貢献すること。

- 6 前述の諸課題に効果的かつ十分に対処すべく、我が国の ODA が為替変動や物価高騰等の変数に左右されることのないよう、目下の開発課題の解決やそのための体制整備に必要な原資を十分に確保すること。
- 7 「三方良し」の実現に資する ODA を推進していくため新たな資金調達・支援の在り方を含めて検討し、現時点では我が国の ODA 実績の対 GNI 比が英独仏等の主要援助国に劣後していることを踏まえ、対 GNI 比 0.7%の国際目標の達成に向けて ODA を様々な形で拡充すること。また、時代に即した新しい形の日本の国際協力を推進すべく、開発協力に関する国際的なルール作りの議論を主導し、日本の国益につなげていくこと。

以上

日本がリードする新たな国際協力モデルの具体化に向けた提言
【国際協力調査会 国際保健から国益と国際益を考える PT】

令和 7 年 5 月 1 5 日
自由民主党政務調査会

激動の国際情勢の中、日本が強みを有する国際保健分野の重要性はさらに高まっている。

特に、グローバルサウスを中心とした諸外国が抱える課題に対し、日本の長年の貢献と技術を活かし、積極的に支援を行うことは、人々の生命や健康を守るだけでなく、日本の国際的プレゼンスの向上、さらにはヘルスケア産業や人材の育成といった国益にもつながる。 また、こうした、国内戦略と国際戦略を連動させる観点から、令和 6 年には厚生労働省において「厚生労働省国際保健ビジョン」が取りまとめられている。今こそ、多様なステークホルダーとの対話と協働を深めながら、「国益・国際益・社会益の『三方よし』」をさらに進化し、日本がリードする新たな国際協力モデルを具体化していく必要がある。

以上を踏まえ、有識者等からヒアリングを重ねたところであり、下記の通り提言する。

記

1. グローバルヘルス分野における官民連携・経済安全保障に資する ODA の推進

保健医療分野における国際展開を一層加速させるため、オファー型協力を通じた日本企業の国際保健分野への参画や、中小企業・SDGs ビジネス支援事業を活用した、地方・中小企業・スタートアップ等の医療技術や製品、サービスの海外展開を後押しする取組を強化する。また、インパクト投資やESG投資等の民間資金を動員するために ODA を活用し、民間の創意や資本を活用したグローバルヘルス支援を推進する。加えて、感染症流行時における医療資機材や医薬品の安定供給体制の強化など、経済安全保障の観点も踏まえた保健医療分野への ODA の重点的活用を図ること。

2. UHC 達成に向けた保健システム強化と持続可能な資金調達の推進

健康安全保障の観点から、グローバル・サウス諸国において質の高い保健・栄養サービスへの普遍的アクセスを実現するため、後述する「UHC ナレッジハブ」を通じたものも含め、強靱で持続可能な保健システムの構築に向けた技術的・資金的支援を一層強化すること。あわせて、一昨年始動したグローバルヘルスのためのインパクト投資イニシアティブ

(Triple I) の着実な実施を通じ、民間資金の活用も視野に入れた、持続可能かつ効率的な資金調達の枠組みを引き続き検討・推進すること。

3. 国際機関・NGO/NPO・民間企業との連携によるワクチン・治療薬・診断薬・医療用酸素・医療機器などの安定供給とサービス提供の国際支援

グローバルサウスをはじめとする各国の UHC 達成を念頭に、ワクチン・治療薬・診断薬・医療用酸素の不足に対し、ワクチン接種推進と感染症対策強化に向け、特に今年増資会合等を予定する Gavi ワクチンアライアンス、グローバルファンド（世界エイズ・結核・マラリア対策基金）や WHO を含めた国際機関への日本政府からの継続した必要な支援を行うこと。また、感染症を始めとする国際保健分野の創薬・研究開発への支援を強化し、低中・所得国への製品供給を担う国際機関等との連携を強めること。日本企業の技術や製品等を活用し、国内外の NGO・NPO・民間企業と連携しながら支援を強化することにより、感染症対応力の向上を含む保健医療システムの強化を図り、国際的な公衆衛生の安定と日本の国際的信頼の向上に寄与すること。

4. 医療の国際展開と健康アクセスの双方向強化

健康・医療分野の経済成長やグローバルな医療水準向上の実現に向けて、医療アウトバウンド・インバウンドを推進すること。具体的には、市場ポテンシャルが高いインド太平洋諸国と連携し、中東・アフリカ等への展開も視野に入れた生産体制を構築するなど、新興国への展開を後押しする支援体制を抜本的に強化すること。また、医療インバウンドについて、関係省庁間で連携した医療機関の受け入れ体制強化に取り組むとともに、医療機関のプロモーション支援や日本の医療ブランドを発信するプラットフォームを整備すること。

5. 外国医療人材の育成と交流プログラムの推進

低・中所得国の医療人材の能力強化を目的とし、単なる技術移転にとどまらず、「共に学び、共に育つ」姿勢を重視し、相互交流を通じて日本側も学ぶ次世代への構造への転換を推進する。対象分野についても、感染症対策、母子保健、災害医療などの分野に重点を置きつつ、超高齢社会を経験する日本だからこそ提供できる非感染性疾患（NCDs）や高齢者ケアなど、多様な保健医療課題を包括的に含む連携に取り組む。政府・民間・学術機関に限らず、自治体、スタートアップ、NGO/NPO、ユース層など多様なステークホルダーとの協働を通じて、日本ならではの包摂的で実効性の高い国際医療協力モデルの構築を実現する。

6. パンデミックおよび脅威となる感染症対策ための研究・開発促進

新型コロナパンデミックでは、日本は早期のワクチン開発ができなかったが、将来のパンデミックおよび日本の健康危機につながる世界で流行している感染症に対しては研究開発の加速化が求められている。日本国内の JIHS（国立健康危機管理研究機構）、SCARDA、GHIT ファンドなどの機能を一層強化し、日本国内外の産学民の連携を促進しつつ、日本の技術や人材を研究開発促進に役立てる。また、我が国及び世界の健康安全保障の強化に向け、市場性の乏しい感染症危機対応医薬品等（MCM）の開発エコシステムへの積極的投資を国が主導して行う。

7. 人道危機地域における医療支援の継続強化や国際的責任の履行

外交資産ともいえる、人道・人権危機の改善に資する従来からの ODA については、ミャンマー地震をはじめ、ウクライナや中東地域などにおける人道危機に対応するため、緊急医療支援の迅速な実施と中長期的な保健インフラの再建支援を継続的に進めること。これらの取組は、国際保健分野の課題解決も見据えながら、また、現地の実情に寄り添いつつ、人道支援の実効性を高め、我が国の国際的責任の履行およびプレゼンスの向上につながるるとともに、人間の安全保障の理念に基づく形で実施され、国際保健・教育・防災などの地球規模課題の解決に資するよう、関係省庁間の連携を推進し、緊急医療チーム調整本部（EMTCC）でのデータ管理・活用など日本の強みを活かして機動的に実施すること。あわせて、WPS（女性・平和・安全保障）の視点を取り入れつつ、「人間の尊厳」の実現を目指し、国際機関や市民社会、地域コミュニティとの連携を強化すること。

8. TICAD9 を見据えたアフリカの UHC 支援

TICAD9 を見据え、アフリカ各国がオーナーシップを持って取り組む持続可能な UHC の実現に向け、その基盤となる保健システム強化（特に人材育成と制度構築）への支援を強化する。これにより、グローバルヘルスにおける日本の貢献を明確にし、外交的主導権の確保へと繋げる。

9. デジタル・ヘルス技術を活用した国際保健支援の強化

AI 診断、遠隔医療、電子カルテ、ドローンや人工衛星等のリモートセンシング技術の導入支援を通じて、医療アクセスが制限される地域での保健医療サービスを強化する。特に、日本の医療・公衆衛生 DX 技術を活かし、低・中所得国の保健システムの効率化を支援するとともに、ワイズスペンディングを徹底し、グローバルヘルス分野への戦略的な支出

を強化する政府・民間・学術機関の連携を促進し、デジタル・ヘルス分野の国際協力を推進するための包括的な枠組みを構築する。

10. UHC ナレッジハブの創設・国際連携機能の強化

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の実現に向けた知見を集約・発信する「UHC ナレッジハブ」を世界銀行や WHO 等と協力しつつ創設し、日本の医療制度や技術、研究成果を効果的に活用する基盤とすること。特に、低・中所得国の財務・保健当局者の能力強化を目的に、UHC に係る知見の収集・共有を行い、日本の知見・経験も活用し、人材育成に取り組む。また、関係機関代表を集めたフォーラムなど双方向の人材交流を通じて、世界における UHC 達成に向けた推進力を持続させ、ナレッジハブを国際協力の拠点として活用する。

今後の国際保健分野にとって、グローバルヘルス・アーキテクチャーの効率化が重要であるという認識の下、グローバルヘルス・イニシアチブ間のさらなる連携や重複の排除、組織ありきではない目的ありきでの最適化に向け、日本としても貢献すること。

11. 国際保健に関係する関係省庁の連携強化

外務省、厚生労働省、経済産業省及び内閣官房など、国際保健分野の取組を実施する関連府省庁の連携を強め、我が国による国際保健の取組を機動的に推進すること。国際保健の課題として、感染症対応や医薬品の開発、医療人材の育成・確保等、国内外の問題が密接に関連する中で、我が国が国際保健分野に積極的に関与するためには、省庁間の連携が不可欠である。平成 28 年に決定された「アジア健康構想に向けた基本方針」、令和元年に決定された「アフリカ健康構想に向けた基本方針」、令和 4 年に策定された「グローバルヘルス戦略」、令和 6 年に取りまとめられた「厚生労働省国際保健ビジョン」及び令和 7 年に閣議決定された「健康・医療戦略」（第 3 期）等を踏まえ、アジア健康構想・アフリカ健康構想・グローバルヘルス戦略の一体的な推進により、国益と国際益の増進を図る。

12. ODA に対する国民の理解の醸成

ともするとバラマキであると批判を受けやすい ODA だが、国民の理解を得てさらに推進していくために、民間企業や NGO・NPO と連携しながら、ODA の目的や効果をよりわかりやすく発信すること。

以上